

北海道モトクロス選手権シリーズ 選手会規約

(目的)

第1条 北海道モトクロス選手権シリーズ（以下全道選とする）において、大会運営者（主催者・役員）と選手間の連絡・調整を行う事を目的とする。

(名称)

第2条 この会は、北海道モトクロス選手権シリーズ選手会と称する。この会は、全道選に参加する選手で且つ当該年度のMFJモトクロス競技ライセンス取得者で構成することとする。

(役員)

第3条 この会には次の役員を置く。

- 1 会長は1名とし、全道選に参加している国際B級の選手から選出する。
- 2 副会長は2名とし、全道選に参加している選手から会長が指名する。
- 3 当該大会に役員が不在の場合は、選手会役員経験者を臨時役員とする。

(役員の決定と任期)

第4条 役員の選出は、国際B級より選任した会長と、会長が指名した副会長をモトクロス部会で報告し、第1戦のライダーズミーティングで選手の承認により決定とする。任期は承認後の1年間とする。

(役員の任務)

第5条 役員の任務は次のとおりとし、総合的かつ客観的に判断することとする。

- 1 安全に関すること。（車両整備、コース状況など）
- 2 スケジュールに関すること。（進行順番、開始時刻など）
- 3 マナーに関すること。（火気取り扱い、音に関すること〈声・発電機・エンジン始動など〉ピットスペースの取り方、ヘルメットの着用、開会式閉会式の参加、エントリー期日など）
- 4 その他、選手会が対応するのが適切と判断される事項。

(運用要領について)

第6条 別に定める運用要領は、規約に準じて適用する。

(附則)

この規約は、平成25年度北海道モトクロス選手権大会より実施する。

選手会規約運用要領

選手会規約に準じ、以下を運用要領として定める。

1 役員の選出について

- ・最終戦のライダースーティング後に国際B級の選手が集まり次年度の選手会長を選出する。これについて事前に告知しておき、最終戦にエントリーしていない国際B級選手の同意を得たこととして進める。
- ・選出は自薦、他薦により行うが、候補者複数の場合は最終戦に参加している国際B級選手の挙手による投票での多数決により決める。
- ・会長選出に当たり、競技経験や社会経験をある程度考慮し決定する。
- ・会長が副会長を指名するときには、役員のバランスに配慮し指名する。配慮事項は、経験、年齢、所属のクラブなどとする。
- ・新年度には、役員の変更がなくても承認手続きを第1戦のミーティングで取る。

2 ライダースミーティングで検討が必要な事項について

- ・原則、公式通知に従い、ルールに則ることを基本とするが、コース状況や進行順などミーティングで全体協議しなければならないことが発生した場合、速やかに報告を受け、開会式前に大会役員へ伝え対応を調整する。
- ・意見として出されたことについて真摯に受けとめるが、客観的な視点で全体協議が必要な事項か判断を行う。
- ・ライダースミーティングで決定された事柄は、全員が従うこととし、決定後に意見は受け付けない。

3 改善が必要とされる事柄について

- ・選手会に寄せられた意見で、早急に周知や改善が必要な事柄については、ライダースミーティングで通知するか次戦の公式通知に記載してもらうなど改善の方策をとる。
- ・年間を通して頂いた意見や要望は、整理しモトクロス部会で伝え、必要に応じて協議する。

4 その他

- ・選手会役員がモトクロス部会に参加できるようにして頂き、連絡調整がよりスムーズに行えるようにして頂きたい。
- ・シーズン終了後に活動の反省を行い、課題等を含め新役員へ引き継ぐ。

平成25年度北海道モトクロス選手権大会より運用開始